

♪♪♪♪♪♪♪♪♪♪♪♪♪♪♪♪♪♪♪♪♪♪♪♪♪♪♪♪♪♪♪♪♪♪
♪ 日本養護教諭教育学会 ♪
♪ 事務局：〒310-8512 ♪
♪ ハ一モニ一 水戸市文京2-1-1 ♪
♪ 茨城大学教育学部 ♪
♪ 第29号 2002年9月9日 発行 大谷研究室内 ♪
♪ 日本養護教諭教育学会 ♪ FAX 029-228-8298 ♪
♪ ♪ (TEL兼用) ♪
♪ 振替口座：00880-8-86414 ♪
♪♪♪♪♪♪♪♪♪♪♪♪♪♪♪♪♪♪♪♪♪♪♪♪♪♪♪♪♪♪♪♪♪♪

目 次

第10回学術集会プログラム	2
学術集会「企画もの」紹介	5
学術集会事務局から	5
第11回総会告示	5
「養護教諭の英訳および本学会の英訳名に関する ワーキンググループ」の経過報告	6
研究助成金の申請について(再募集)	6
ホットニュース 中央教育審議会答申「今後の教員免許制度の 在り方について」と養護教諭の研修制度	7
会員の声 「大学院修学休業制度の体験談」	8
編集後記	8

日本養護教諭教育学会第10回学術集会（鈴鹿集会）プログラム

メインテーマ 「職制60年を経た今、日本の養護教諭の固有性を追究する」

期　　日　　2002年10月5日（土）・6日（日）

会　　場　　鈴鹿国際大学短期大学部

〒513-8520 三重県鈴鹿市庄野町1250 TEL 0593-78-1020 FAX 0593-79-4693

目　　的　　日本養護教諭教育学会は養護教諭教育に関する研究とその発展を目的とする。
特に本年の学術集会は、教育職員となった昭和16年から60年が経過したことを
ふまえて、世界に類をみない養護教諭の固有性（専門性）を追究する。

日　　程

10月5日（土）－1日目－

12:00～13:00 受付

13:00～13:15 開会

13:20～14:20 一般口演 3会場

第Ⅰ会場

座長 石原 昌江（岡山大学） 13:20～14:20

I-1 保健室登校に関する分析的研究（その1）一対象事例の概況と転帰－
山中 寿江（千葉市立真砂第二中学校）他

I-2 保健室登校に関する分析的研究（その2）
－「保健室登校」になった子どものそれ以前の状況－
秋山 緑（茨城県稲敷郡桜川村立古渡小学校）他

I-3 保健室登校に関する分析的研究（その3）
－「保健室登校」を進めていくにあたって最初にとる子どもへの対応－
木幡美奈子（筑波大学附属高等学校）他

第Ⅱ会場

座長 中村 朋子（茨城大学） 13:20～14:20

II-1 養護教諭のヘルスカウンセリング能力を測定する
心理的情緒的問題のきき方尺度の作成
石田 妙美（東海学園大学短期大学部）他

II-2 養護教諭の相談に関わる力量形成 第2報
－実践における力量形成過程の自己評価の分析から－
吉田あや子（西南女学院大学）他

II-3 養護教諭の相談に関わる力量形成 第3報 一現職者の研修体験と自己評価－
大原 榮子（愛知女子短期大学）他

第Ⅲ会場

座長 小林 とよ子（東海学園大学短期大学部） 13:20～14:20

III-1 養護実習中に経験した看護支援
石原 貴代（愛知女子短期大学）他

III-2 養護実習のあり方に関する研究一事前指導の改善について－
鈴木 薫（岡山大学教育学部附属幼稚園）他

III-3 養護教諭養成課程における志向性、適性感に関する研究
佐藤 秀子（関西女子短期大学）他

14:25~14:45 英訳ワーキング報告 座長 小林 利子（千葉大学）
代表 鎌田 尚子（女子栄養大学）

14:50~15:20 学会共同研究 「健康教育に必要な養護教諭の能力に関する研究」
座長 松嶋 紀子（大阪教育大学）
代表 小林 央美（青森県総合教育センター）

15:30~17:00 特別講演
演題 いつも児童・生徒の立場に立って—三重の教育改革—
講師 田川 敏夫氏（松阪大学客員教授、元三重県教育委員会教育長）
座長 小林 寿子（鈴鹿国際大学短期大学部）

18:00~20:00 懇親会 会場：ホテルグリーンパーク鈴鹿
〒510-0243 三重県鈴鹿市白子4-15-20 TEL 0593-88-3211

10月6日（日）－2日目－

8:20~8:40 受付
8:40~10:20 一般口演 3会場

第Ⅰ会場

座長 鈴木 美智子（九州女子短期大学） 8:40~9:40
I-4 保健室登校に関する分析的研究（その4）
—保健室登校受け入れ時の判断根拠と支援方針
中根浩美（埼玉県立川越工業高等学校）他

I-5 保健室登校に関する分析的研究（その5）
—保健室登校生の保健室での生活と養護教諭のかかわり—
池谷かおり（元甲府市立上条中学校）他

I-6 保健室登校に関する分析的研究（その6）—初期対応における関係者の連携—
出原嘉代子（千葉県習志野市立第五中学校）他

座長 池本 穎子（順正短期大学） 9:40~10:20
I-7 保健室における個別の保健指導の展開（2）—Y養護教諭の対応過程の分析—
山崎隆恵（神奈川県立藤沢北高等学校）他

I-8 養護教諭の複数配置に関する調査研究
—保健室来室者数、保健室登校者などの影響を中心に—
美馬 信（大阪女子短期大学）他

第Ⅱ会場

座長 竹田 由美子（神奈川県立衛生短期大学） 8:40~9:20
II-4 肢体不自由養護学校における医療的ケアと養護教諭の専門性に関する一考察
辻 立世（大阪教育大学大学院健康科学専攻）他

II-5 肢体不自由養護学校の医療的ケアにおける養護教諭の役割に関する研究
中村朋子（茨城大学教育学部）他

座長 藤井寿美子（愛知女子短期大学） 9:20~10:20
II-6 養護教諭の独自性と方向性について—海外派遣研修から見えてきたもの—
貴志知恵子（徳島県立徳島北高等学校）他

II-7 養護教諭の役割と専門性を活かした相談活動 第2報
角道静枝（大阪市立三国中学校）他

II-8 相談活動における養護教諭のアイデンティティ
—保健室での健康相談活動の事例分析から—
木下洋子（福井大学教育地域科学部附属中学校）他

第Ⅲ会場

- 座長 堀内 久美子（名古屋市立大学） 8：40～9：40
III-4 児童が「生活のようす調査」から生活習慣病を見つめ直す。
—2年間の生活のようす調査から—
藤岡光子（三重県藤原町立西藤原小学校）
- III-5 てんかんをもったA児と学校 加藤京子（京都市立待鳳小学校）
- III-6 女子高校生の月経に対する意識調査
—初経時の受け止め方がその後の月経に及ぼす影響について—
鈴木雅子（熊本大学大学院）他
- 座長 中桐 佐智子（吉備国際大学） 9：40～10：20
III-7 養護教諭の地位向上に尽くした安藤志ま氏のライフ・ヒストリー
長谷川和子（三重県立朝明高等学校）他
- III-8 60年前学校看護婦（養護婦）を養護訓導に飛躍させた仕掛け人は誰か
杉浦守邦（蘇生会総合病院）
- 10：30～12：30 シンポジウム 座長 三木 とみ子（女子栄養大学）
「職制60年を経た今、日本の養護教諭の固有性を追究する」
①諸外国のスクールナースの現状 植田 誠治（茨城大学）
②日本の養護教諭の現状と固有性 桜田 淳
(東京都清瀬市立第七小学校)
③他職種から養護教諭を見る 瀬古 淳二
(三重県立みえ夢学園高等学校)
④養成側から一職制と今後の展望ー後藤ひとみ（愛知教育大学）
- 12：30～13：20 昼食
- 13：20～14：00 総会
- 14：00～15：50 ワークショップ コーディネーター 天野 敦子（愛知教育大学）
「教育現場における医療的ケアと養護教諭」
養護学校における医療的ケアの実際一本校の現状を中心にー
倉田 敦代（三重県立北勢きらら学園）
丸山 有希（神戸市立垂水養護学校）
- 15：50～16：00 閉会

主 催 日本養護教諭教育学会

後 援 三重県教育委員会 三重県医師会 三重県歯科医師会 三重県薬剤師会
鈴鹿市 鈴鹿市教育委員会 愛知県教育委員会 岐阜県教育委員会

事 務 局 鈴鹿国際大学短期大学部（連絡先は会場と同じ）

実行委員長 鈴鹿国際大学短期大学部教授 小林 薫子

*第10回学術集会事務局：鈴鹿国際大学短期大学部

〒513-8250 鈴鹿市庄野町1250

TEL 0593-78-1020 FAX 0593-79-4693

学術集会「企画もの」紹介

実行委員長 小林壽子
(鈴鹿国際大学短期大学部)

第10回学術集会では、メインテーマを生かした企画はシンポジウムです。昭和16年教育職員となった年から60年を経過した現在、養護教諭として世界に類をみないその職務の固有性をこのシンポジウムを通して参加者の皆様と共に追究し、より一層深めていきたいと考えております。

特別講演は、三重の教育改革をたどりながら、真の学校教育とは何なのかを探っていくと思っています。

ワークショップでは、教育現場における医療的ケアと養護教諭を掲げました。文科省、厚労省の指針の出ない今、容易でない面がありますが、平成10年度から文科省の「特殊教育における福祉・医療との連携に関する実践研究」の委嘱を受けた養護学校での現状を2県からパワーポイント等を使用しながら説明を頂き、参加者と活発な意見の交換を得たいと考えております。

又、本年はこれ迄にない一般口演の申し込みがあり、24演題3会場に分けました。発表時間は質疑応答を含めて20分です。

学会共同研究、英訳ワーキング報告も各一題ずあります。第10回の学術集会を開催します側としまして、今回を機に研究への真摯な態度や在り方が更に深められ、相互の交流も活発になり、本学会への発展に少しでも寄与出来ることを願っております。

学術集会事務局から

学会会場への交通アクセスに問題があるため、近鉄白子駅からは、学会参加者のためにスクールバスを運行致します。スクールバス運行時刻は別添のプログラムに載せました。ただし、運行時刻が限られているため、時間帯が合わない方で、白子駅からタクシーを利用される場合、「鈴鹿短大まで」と言つていただけると、間違いなく、お越しいただけます。困ったことに「鈴鹿国際大学短期大学部」の正式名称でお願いすると、タクシー運転手の中には違う方向にあ

る「国際大学」と混同される方がおりますので、お気を付け下さい。タクシー料金は約3,400円となります。

また、別の方法としては、乗り換えが必要となるますが、伊勢若松駅で乗り換えて、平田町駅までお越し頂けるなら、短大「鈴鹿高校前」までの民営バス200円、タクシーで約800円、或いは徒歩で15~20分の庶民派コースとなります。

何卒、お気を付けてお越し下さい。

本学へお着きになりましたら「学生ホール」で「受付」をなさって下さい。その後、「手荷物」につきましては臨時のクローケ用意いたしますので、ご利用下さい。ただし、初めての事ですので、要領を得ず、皆様にご迷惑がかかるかもしれません、出来る限りの努力はいたします。ご了承下さい。

第11回総会を開催します

日時 2002年10月6日(日)

13:20~14:00

場所 鈴鹿国際大学短期大学部

議題 1. 2001年度事業報告・決算報告

議題 2. 2002年度事業経過報告

議題 3. 2003年度事業計画・予算案

議題 4. 研究助成対象の選考について

議題 5. 本学会の英訳名の説明文について

議題 6. 役員の選出について

議題 7. その他

*第11回総会に向けて会員の確認をします。

今年度会費を納入した会員が総会で議決権を持ちます。今年度まだ会費を納入されていない方には振り込み用紙を同封しましたので、お近くの郵便局からお振込みください。入れ違いに送金いただきました折りはご容赦ください。

*第11回総会の委任状を同封しました。

総会を欠席される方は委任状の提出をお願いします。お手数ですが、50円切手を貼ってください。9月30日までにご投函をお願いします。

「養護教諭の英訳および本学会の英訳名に関するワーキンググループ」の経過報告

2002年7月21日(日)10:10~16:45、かながわ県民活動サポートセンターにおいて本年度第1回会合を開催した。協議内容は、①総会の確認、②ワーキンググループの役割・タスク、③課題／宿題レポートの検討である。

1. 総会の確認

第10回総会における「英訳名に関する議案」の審議内容について逐語録より確認し、本年度に付託されたワーキンググループの任務は、【YogoTeacher／養護教諭の役割・機能・専門性などを説明する英文を考え作成すること】を確認した。

2. ワーキンググループの役割・タスク・位置づけについて

今年度は、学会共同研究に準じて研究助成を受けているため、研究成果を学術集会に発表することが課せられていると確認された。さらに、本ワーキングの役割とタスクについて以下のように確認した。タスクは、第10回総会における審議を受けて、Yogo Teacherの説明文を検討することである。まずは、日本語による説明文「養護教諭は何をする人(専門職)であるか」を明らかにし、どのようにして、養護教諭、研究者及び本学会の共通理解を得るかにある。全員の合意を得ることは難しいが、ミニマムエッセンシャル、最低限の役割機能と養護教諭の専門性を表現したい。その他、共有のために、どのような方策があるかについても、ワーキングのための宿題より検討する。

総会では、「議論に時間をかけてほしい」という要望があり、多くの養護教諭の同意とアイデアを反映させるために、今後、意見交換に十分な時間をかけて進めていく必要がある。

3. 課題／宿題レポートの検討

今回のタスクは、Yogo Teacherの説明文を日本語とキーワードを付けて持ち寄ることであった。WGのメンバーが持ち寄ったレポートから、「養護教諭の役割・専門性」を示すキーワードを抽出、KJ法によりグループに分けて検討した。以下に、ポイントを示す。

1) 養護教諭の役割機能 (レポート数: 11)

・現場の実務と専門性の理念から、キーワード、鍵になる概念を考える。

・課題レポート（メンバーの宿題）からキーワードを抽出する。

・抽出したキーワードをKJ法により養護教諭の役割を包括するグループに分類し、コンセプトの柱を組み立てる。

2) タスクとして、報告にむけた議論

・揺れ動く現場の実態、社会の動向に合わせて繰り返し現場に持ち帰り、関係者の意見を聞くなど、フィードバックが必要である。

・教職員との関わり、医療的ケアの問題など、検討すべき課題も多い。

・多様な専門職種が学校教育に参入する時代に、養護教諭の健康教育における専門職担保を文章にする必要がある。

・KJ法のグルーピングをしたが、その解釈と意味付けをする協議時間が十分でなく、結論は出ていない。

・学術集会に中間報告をし、12月に第3回WGを開催し、結論を出すことにする。

学術集会へのお誘い：「英訳ワーキング報告」は、学会第1日(10月5日)14時25分～14時45分に行います。KJ法の内容とWGの経過を中心に発表する予定です。多くの会員の皆様からご意見をいただきたいと思っています。是非ともご参加下さい。

2002年度研究助成金の申請について（再募集）

「ハーモニー28号」で募集いたしました2002年度研究助成金の申請（6月30日〆切）について、応募者はありませんでした。そこで、理事会で協議した結果、下記のテーマで共同研究者を再募集することになりました。奮ってご応募下さい。

【研究テーマ】

「養護教諭の実践の評価について－研修の成果をどう生かすか－」

【研究目的（テーマ設定の理由）】

研修制度の改正等に伴って、大学院で学ぶ現職養護教諭が増えている。そこで、研修の成果が実践にどのように生かされているかを実態調査とともに、実践の評価に関する視点を明らかにする。このことを通じて、養護教諭教育のあり方について実証的に研究する。

【応募方法】ハーモニー28号をご参照下さい。

【応募期限】9月30日〆切（必着）

〈ホットニュース〉

中央教育審議会答申「今後の教員免許制度の在り方について」と養護教諭の研修制度

後藤ひとみ（愛知教育大学）

これまでのホットニュースは、新しく、かつ「なるほど」と感じ入るような良いお話を紹介されていましたが、今回は良いとは言い難いニュースであることを最初にお断り致します。

本年2月21日に中央教育審議会答申「今後の教員免許制度の在り方について」が出されました。答申の柱は、「I. 教員免許状の総合化・弾力化、II. 教員免許更新制の可能性、III. 特別免許状の活用促進」です。

このうち「II. 教員免許更新制の可能性」では、「2. 教員の適格性確保や専門性向上にかかる制度」において、(4) 現職教員の専門性向上のための制度（研修制度）が取り上げられ、教職10年を経過した教員に対する新たな研修の構築などが強調されました。

ところが、この答申のどこにも養護教諭という言葉はありません。教育公務員特例法第2条第2項には、「この法律で教員とは、前項の学校の教授、助教授、教頭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭及び講師をいう。」とありますから、答申が指している教員は、当然のことながら養護教諭を含むということでしょうか。

このような中央教育審議会の答申を受けて、5月には「教育職員免許法の一部を改正する法律」、6月には「教育公務員特例法施行令の一部を改正する省令」と「教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令」が公布され、いずれも7月1日から施行されています。

具体的には、2003年度より小学校等の教諭等に対して10年経験者研修の実施が義務づけられることになり、初任者研修と同様に制度的な裏付けのもとで実施されようとしています。

養護教諭の研修制度については、1999年12月の教育職員養成審議会「養成と採用・研修との連携の円滑化について（第3次答申）」で「養護教諭の新規採用者研修の充実」が明記されました。また、従来は7日であった新規採用者研修が27日（校外研修12日・校内研修15日）に拡大されました。しかしながら、教諭の90日（校外研修30日・校内研修60日）には及ばず、養護教諭に必要な研修の期間や内容・方法に関する検討が残されています。

今回、養護教諭の10年経験者研修に関する予算的措置が進まなければ、さらなる格差につながります。このような格差が生じる背景には、教育公務員特例法の記述が関係しています。この法律では、先述したとおり、第2条第2項で教員として養護教諭・養護助教諭を規定していますが、第13条の2では「国立の小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園（以下「小学校等」という。）の教諭、助教諭及び講師（以下「教諭等」という。）……」といった記載があります。したがって、公立学校も含めて、この法律の中で教諭等という場合には養護教諭を含まないという規定になり、初任者研修のように「小学校等の教諭等」と表記されている条項は、養護教諭には適用されることになります。

以前から新規採用者の研修を「90日に拡充すること」を要望してきた全国養護教諭連絡協議会は、新たに「2003年度から施行の10年経験者研修と同様の研修を養護教諭にも実施すること」という要望を加えたようです。

養護教諭への役割期待が大きい今だからこそ、本当に必要な研修の在り方を考え、法的制度の整備についても検討する必要があります。

会員の声 ただ今『大学院修学休業 制度』利用中

柴田 和子

(愛知教育大学大学院教育学研究科)

真っ青な空、輝く緑、小鳥たちのざわめき、木の葉の揺れる音、人々の話し声等、周囲の景色に全身をゆだね満喫しながら、すでに1年5ヶ月が過ぎようとしている。

かねてより系統的な学びをしたいという願いを持っていた私は大学院受験資格を得、この制度ができたのを機会に大学院の受験を考え始めていた。仕事の区切り、家庭の条件等も考慮し、今しかないという気持ちが強くなり受験を決意した。

実際、大学院に入学してみると想像以上に苦労が待っていた。記憶力の衰え、理論のなさ、自明の理と思っていた事の根拠性のなさ等である。疑問にぶつかっては考え、考えるとさらに迷いが生じ、時には逃げだしたくなる事も度々であった。それでも後悔はしていない。現在の大学院には年齢、性別の異なった仲間があり、「わからん」「どう考えたらいいの」「教えて」と本音を出しながら共に学ぶことで支えられている。

いま私が実感していることは自らの要求で大学院に来たという明確な目的意識を持っていることで学びそのものに貪欲になること、また学生生活にどっぷり浸かることにより、心が解放された中でじっくりと教育の意味や養護教諭の役割を考える機会が得られていることである。

しかしこの制度を利用する中で次のような条件整備の必要性を感じている。①授業料の免除②身分保障のための経費の無料化や制度利用後の復帰に関する育児休業制度に準じた保障③この制度を利用するための管理職を含めた職場の研修に対する理解などである。これらの条件が整備されることにより多くの現職教員がこの制度の恩恵を受けられることを願ってペンを置くことにする。

辻 清子

(茨城大学大学院教育学研究科)

ポスターを貼りながら「誰か行きたい人いる?」という教頭先生の言葉に条件反射のように即座に「はい」と言ったのは平成12年の5月頃、それは大学院修学休業制度が平成13年度から始まることが印刷されたポスターでした。

仕事をしていると様々な壁に対しますが、当時の私は自分自身の壁に向き合い、自問自答を繰り返しながら毎日を過ごしており、辞職ということも頭の隅にありました。そのため本当に迷うことなく「大学院で学んでみたい」と思いましたし、私が悩んでいることを知っていたのか、家族もあっさり認めてくれました。

初めて出来た制度のため、県の対応が後手になり、紆余曲折ありましたが、なんとか院で学ぶ機会を得て、現在にいたっています。

院で学ぶようになって最初に感じたのは、周りに子どものいないことの寂しさでした。それまで私を支え、癒してくれていた子どもの存在の大きさに、改めて気づくことができました。他にも、大学院の教官や仲間などから様々な刺激を受けることで、それまで気づくことや考えることのできなかったことに目を向ける余裕ができ、物事を追求すること(研究)の必要性も感じることができました。

現在、養護教諭専修免許状のとれる大学院は少なく、学ぶには様々な障害も伴いますが、得るものはそれに勝るものだと感じています。周囲の状況が許すのであれば、研修の一つの形として視野にいれてみてはいかがでしょうか。

自分自身のため、また、養護教諭の専門性を研究していく上でも、今後、この制度を活用して修学する現場の養護教諭が増えることを望みます。

編集後記

暑さも和らぎ、読書の秋がやって来ます。学術集会で会員の皆様方にお会いできる日を楽しみにしています。<楠本、盛>